

内閣衆質一九八第一九七号

令和元年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森 殿

衆議院議員官本徹君提出安倍総理主催「桜を見る会」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮本徹君提出安倍総理主催「桜を見る会」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「各府省庁毎の推薦人数（内閣府への回答人数）」及び「内閣官房からの推薦人数」については、内閣官房及び内閣府における「桜を見る会」の招待者の取りまとめのための検討過程における情報であつて、これらを明らかにすることは、当該取りまとめに係る内閣官房及び内閣府の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること等から、それぞれの推薦人数に係るお尋ねについて、お答えすることは差し控えたい。

二について

御指摘の令和元年五月二十一日の衆議院財務金融委員会における政府参考人の答弁は、内閣官房及び内閣府において取りまとめた「桜を見る会」の招待者の名簿についてお答えしたものであつて、各府省庁等から内閣府に対して提出された招待者の推薦名簿についてお答えしたものではない。

三について

「桜を見る会」の個別の招待者の推薦元については、当該招待者の個人に関する情報が明らかになるお

それがあることから、お答えすることは差し控えたい。

四について

お尋ねの「予算上並びに決算上の決裁権者」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について

「桜を見る会」については、その準備や設営に最低限必要となる経費を前提に予算を計上しているところ、実際の開催に当たっては、その時々的情勢を踏まえ、必要な支出を行っており、結果的に予算額を上回る経費がかかったものであるが、当該経費は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）等に基づき適法に支出されたものである。